

**地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託
公募型プロポーザルに関する御質問と回答**

No.	御質問	回答
1	「地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」の 2（10）アについて、1行目2（3）アとは2（4）アのことでしょうか。	御質問のとおり、2（3）アではなく正しくは2（4）アです。ホームページ上の仕様書は令和6年1月19日時点で修正済みです。
2	仕様書の 2（10）アについて、1行目1（3）アとは1（4）アのことでしょうか。	御質問のとおり、1（3）アではなく正しくは1（4）アです。ホームページ上の仕様書は令和6年1月19日時点で修正済みです。
3	仕様書の 2（10）イについて、1行目1（3）アとは1（4）アのことでしょうか。	御質問のとおり、1（3）アではなく正しくは1（4）アです。ホームページ上の仕様書は令和6年1月19日時点で修正済みです。
4	様式9「地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託に係る見積書（以下、「見積書」という。）」について、かわさき健幸UP！！プログラム事業の利用人数は、「地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託公開型プロポーザル企画提案説明書」の8（2）の人数でよいでしょうか。	かわさき健幸UP！！プログラム事業は単価契約分となるため、実績での委託料お支払いとなります。そのため、見積書金額欄の利用人数は数値を入力するのではなくそのまま「利用人数」と御記載ください。
5	見積書について、消費税及び地方消費税は人件費と事業費両方に対する課税でよいでしょうか。また、消費税率は10%でよいでしょうか。	御質問のとおり、人件費と事業費両方に対する課税で、消費税率は10%で御記載ください。
6	様式7「地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業応募提案資料（以下、「提案書」という。）」の1（1）の配置するコーディネーターについて、事業所の全リハビリ職を記載してよいでしょうか。また、提案書の1（2）の配置する従事者について、同じく事業所の全リハビリ職を記載してよいでしょうか。	提案書の1（1）のコーディネーターについては、仕様書の1（4）ア、提案書の1（2）の従事者については、仕様書の2（4）アに基づき、従事させる予定の職員を御記載ください。なお、従事させる職員の人数は、各事業所が任意に設定していただけますが、本委託業務により事業所業務に支障が出ないよう御注意ください。
7	提案書の1（1）の配置するコーディネーターについて、仕様書別表に原則として常勤専従と記載がありますが、かわさき健幸UP！！プログラム事業従事者との兼任は可能でしょうか。	御質問のとおり、兼任は可能です。なお、兼任の場合のかわさき健幸UP！！プログラム事業委託料については、仕様書の2（10）に基づき算定します。
8	提案書の4及び5について、「活動計画を具体的に」と記載がありますが、これは拠点として委託して頂いた際に、当施設がどのような取り組みが行えるか、行いたいのか、という内容と解釈してもよいでしょうか。	「地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託受託予定者の選定基準」の各項目を御参考に、事業所としての提案内容を御記載ください。
9	提案書の1（1）の配置するコーディネーターについて、相談内容によってはリハビリ職の中でもより専門的な知識が必要なケースがあると思われそうですが、受託後に追加することは可能でしょうか。	仕様書の1（3）のとおり、委託期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であり、提案書の1（1）には、その期間中、継続的に配置可能な人数を御記載ください。受託後の追加等については、本委託事業の契約内容変更にかかるため、やむを得ない事情が生じた場合を除き、想定しておりません。